

平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日

平成 2 7 年 第 3 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 7 年 第 3 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 1 0 月 2 2 日 ( 木 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 0 時 4 2 分

出 席 議 員 ( 9 名 )

1 番	竹 内 き み 代	3 番	村 山 一 彦
4 番	吉 田 哲 也	5 番	井 上 武 津 男
6 番	岡 田 泰 正	7 番	岡 本 正 意
8 番	小 西 啓	9 番	岡 田 勇
1 0 番	畑 武 志		

欠 席 議 員 ( 1 名 )

2 番 藤 井 清 隆

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	古	田	良	明			
人権啓発課長	井	上	順	三			
福祉課長	岡	田	博	之			
国保診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	北	淳	司				
建設事業課長	東	本	繁	和			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	村	山	一	彦					
							4	番	吉	田	哲	也					

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第50号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第51号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第52号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の締結について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、平成 2 7 年和東町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 7 年第 3 回和東町議会臨時議会を開催させていただきましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

今回予定をいたしておりますのは、一般会計の補正予算、そして山の家の請負契約の締結に件等 3 件の議案を予定させていただいております。どうか皆さん方には慎重なご審議をいただきまして、全議案とも原案どおりご承認賜りますことをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

藤井清隆議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成27年度第5回の出納検査が行われましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第50号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第50号の提案理由を申し上げます。

議案第50号、平成27年度和東町一般会計補正予算（第3号）は、和東山の家施設改修事業に係る財源変更、10月1日の大雨に伴う災害復旧事業、補助金の追加内示に伴う多面的機能支払交付金事業等において予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

どうかご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

議案第50号のご説明を申し上げます。

議案第50号

平成27年度和束町一般会計補正予算（第3号）

平成27年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,064万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年10月22日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読を申し上げます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、3億4,820万2,000円、1億826万7,000円、4億5,646万9,000円。

15款府支出金、1億9,324万3,000円、28万1,000円、1億9,352万4,000円。

17款寄付金、30万1,000円、2万5,000円、32万6,000円。

19款繰越金、6,783万円、49万1,000円、6,832万1,000円。

21款町債、5億6,050万円、△1億760万円、4億5,290万円。

歳入合計、34億7,918万円、146万4,000円、34億8,064万4,000円。

次のページ、歳出でございます。

2 款総務費、7 億 2,225 万 5,000 円、9 万円、7 億 2,234 万 5,000 円。

5 款農林業費、1 億 3,509 万 2,000 円、37 万 4,000 円、1 億 3,546 万 6,000 円。

10 款災害復旧費、853 万 6,000 円、100 万円、953 万 6,000 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページが第 2 表の地方債補正でございます。

変更ということで、起債の目的は、山の家改修事業、過疎対策でございます。

補正前の限度額が 2 億 1,520 万円、起債の方法が証書借入又は証券発行、利率は年 5% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとなっております。

補正後でございます。限度額が 1 億 760 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料 No. 50 によりましてご説明を申し上げます。

総括は省略させていただきます、5 ページ、6 ページでございます。

まず、歳入でございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金で 66 万 7,000 円の補正でございます。

1 節の公共土木施設災害復旧費負担金でございます。道路橋りょう災害復旧費の負担金でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金で 1 億 760 万円でございます。



1 節の総務管理費補助金でございまして、地域再生戦略交付金ということで、和東山の家改修事業分でございます。

1 5 款府支出金、2 項府補助金、4 目農林業費府補助金、2 8 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 節の農業費補助金でございまして、多面的機能支払交付金事業補助金分でございます。

1 7 款寄付金、1 項寄付金、3 目総務費給付金で 2 万 5, 0 0 0 円。

1 節の和東町ふるさと応援寄付金に係るものでございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で 4 9 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 節の前年度繰越金でございます。

2 1 款町債、1 項町債、1 目総務債、△ 1 億 7 6 0 万円でございます。

1 節の総務管理債でございまして、過疎対策事業債の山の家改修事業分でございます。

次のページ、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目企画費で 9 万円の補正となっております。

ふるさと応援寄付金関係の事業費でございます。

同款、同項、4 目活性化対策費でございます。これにつきましては財源の変更ということで、特定財源を地方債 1 億 7 6 0 万円減額して、国庫支出金の 1 億 7 6 0 万円を増額するというものでございます。

5 款農林業費、1 項農業費、3 目農業振興費で 3 7 万 4, 0 0 0 円でございます。

1 9 節の負担金補助及び交付金で、多面的機能支払補助金分でございます。

1 0 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設復旧費で 1 0 0 万円の補正でございます。

1 5 節の工事請負費でございまして、道路橋りょう災害復旧工事費分でございます。

以上、和東町一般会計補正予算（第 3 号）のご説明でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それではですね、今回、いわゆる山の家の耐震に伴う財源の一定の変更ということが大きな割合を占めているわけですが、今回、その財源として充てられました地域再生戦略交付金というものが1億760万円今回計上されているんですけども、この地域再生戦略交付金というもののどういう交付金なのか、その辺をちょっと説明いただきたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

それでは、お答えさせていただきます。

今回の地域再生戦略交付金でございますが、ことしの2月に新たに地方創生の関係で設けられた交付金でございます。そして、これは原則として年3回の交付申請がございます。1回目につきましては2月にございました。その後ですね、追加交付がありまして、今回8月1日から8月31日までを申請期間としまして要望させていただいた次第でございます。

この交付金につきましては、地域の活性化と雇用の創出、それから地域経済の活性化ということの内容のものでございまして、今回、和東町山の家の施設を改修するということで、今までは日帰りの観光客が多かったわけでございますけれども、日帰りから滞在型の観光ということで、地域経済の活性化をより効果が上がるということで、そういった滞在型にすることによりまして、また新たな雇用の創出もされるということになっておりますので、そういった内容で交付申請させていただいた次第でございます。

ます。

また、この交付金の申請に当たりましては、地域再生計画というものを策定しないといけませんので、その計画も策定させていただきまして、今回10月2日付で地域再生計画が内閣府のほうで内閣総理大臣から認定があるという通知を受けました。また、補助金につきましては10月8日付で内閣府のほうから交付決定があったという次第でございます。今回そのために財源変更させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、地域再生戦略交付金というものがいわゆる地方創生の交付金の一つであるということでお聞きしました。それで、今、説明にもありましたように、一定やはりこの交付金を受けるには基準といいますか、そういったものがおありだというふうに思うんですね。いわゆる地域の活性化であるとか、また雇用の創出等ですね、そういったものが今、課長のほうから挙げられたわけですが、やはり単純に地域活性化のためとか、雇用創出できますからというだけでは多分採択されないものだと思うんですけども、その辺、一定具体的な数値というものををもって申請されているのでしょうか。その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

失礼します。

今の件でございますが、今回の交付金といいますのは、単独で受けられる交付金ではございませんで、他省庁の補助金、内閣府以外の総務省でありましたり、文化庁でありましたり、農林水産省の関係でありましたり、いろんな国庫補助金を受けた中で、

なおかつ単独で、どこの省庁にも当たらない単独事業をすることによって、より効果が上がるような事業でなければ採択されないという縛りがございました。

その関係で、今回、主に今年度事業をしております過疎地域等集落ネットワーク圏整備形成事業ということで、これは総務省所管の過疎地域等の集落交付金でございますが、こちらのほうで自転車の振興総合実施計画を策定するとか、あるいは住民様と一緒にマウンテンバイクのイベント時の参加ということですね、サイクリングを中心とした、そういうベンチやサイクリングハンカーなどを設置する、そういった事業を行っていることと、またもう一つは、文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業ということで、和東町の子供たちに茶源郷和東のガイドブックの作成等コンテンツを収集させて茶文化を存続させる、そういった事業も今回、文化庁の所管の文化芸術振興事業補助金を活用して今年度実施しております。

また、ことし6月に子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業のほうも総務省所管の補助金が採択されまして、滞在型ということで、都市と農山村の子供の体験交流を実施するための事業も実施しております。

また、内閣府の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金で縁側カフェプロジェクト、今現在募集がありまして事業を実施しておりますが、こういった内閣府の事業でありましたり、また厚生労働省所管の実践型地域雇用創造事業の関係におきましても、厚生労働省所管の補助金で、こちらのほうでも日帰り観光から滞在型観光へ研修内容をシフトさせていくということで補助金が採択されております。

また、和東町につきましては、農業を主軸として観光人口の拡大を図っていくという意味の中ですね、農業の事業としまして中山間地域等直接支払交付金事業という、そういった農業関係の補助金も国庫補助金として事業を採択されております。

こういった補助金、国の機関の補助金を合わせまして、そのほか和東町には景観を生かしたまちづくり事業でありましたり、あるいは交流ふれあい観光事業ということでガラスファームの事業を行ってありましたり、茶源郷の交流で茶源郷まつりの関係

でございましたり、また、まちの公共員制度、それから京都モデルフォレスト事業、それから地域主導型公共事業で河川工事に関しましてウォーキングルートの整備等を行っております。

こういった全ての事業を網羅した中で、今回、山の家の事業を実施することによって、より効果が上がるということで、雇用の創出を目指すということで、数値的な内容につきましては、観光入り込み客数です、これは3年間の計画を、地域再生計画を立てております。平成29年度までの事業でございまして、観光入り込み客数、この中の部分としては10万人をめどにしています。

それから、宿泊者数につきましては、26年度の実績1,593人を2,107人に目標を立てております。

雇用に関しましても、現時点では11名の雇用があるということで、常勤雇用ですが、それを16名に上げるというさまざまな手法を用いまして、今回、補助金の申請をさせていただきまして、採択されました。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる結論としてですね、山の家の改修によって見込まれるというか、そういった観光客の入り込みが10万人と。いわゆる宿泊数が今の1,590人から2,107人ということで600人ぐらいプラスと。雇用については11人のところが16人ということで、そういう効果が見込まれるということで採択されたというお話だと思うんですね。

前段のいろんな事業のこれまでの採択というものがこれとどう関係あるのかというのはよくわからない説明であったと思うんですけどね、それと今のやつがどのように今回の交付決定にかかわっているのかというところは今ひとつつながらなかったんで

すけども、その辺はどうでしょうか。もう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

済みません、説明不足で申しわけございません。

各省庁のほかの補助金がなければ、今回の交付金は受けられなかったということがございます。ほかの補助金を合わせて、全ての補助金を合わせて今回することによって効果が上がるものでしか交付金の対象にはならなかったということがございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

要は、これまでのいろんな事業による交付金というものの、それもちょっとよくわからない面があるんですけども、いうものがなかったらそれが採択されないというのは、結局、これまでの事業があったから採択されたということで理解していいんでしょうか。それをもう一回お答え願えますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今回の事業ですが、これは内閣府が所管している事業であります。この内閣府というのは前面に出てまいりません。いわゆる厚労省であったり総務省であったり、本当の今まで和束町が受けている事業は、それぞれ所管から補助金が決定もらって、総務大臣から補助金だとか、厚労省から補助金だとか、そういうものであります。

内閣府では、こういった単独の補助金をとっておられる、その補助金をより効率を上げるために、バックアップしていくために内閣府がその制度を設けているわけであ

ります。だから、各担当省庁で事業をやっておらなかったら、それを盛り上げる理由はなくなるわけなんです。だから、その接点で内閣が出ていくわけでありませぬ。今回の内閣からもらう補助金の内定というのは、これは安倍総理大臣の名前でもって内定をいただくものであります。

幸い和東町ではですね、今から厚労省の雇用促進事業、今回も新たにスタートしました。総務省の関係も受けております。先ほど課長のほうから、種々事業の具体的な説明をさせていただきました。こういった事業をより効果を上げるために内閣府がさらに地域再生法にのっとって内閣府が援助すると、それら単独事業をさらに効果を上げるんじゃないかと、そういうことで、今回、内閣府が出てきたと、こういうことでありまして、こういった事業というのは非常に珍しい事業であったと、こういうことであります。

2月から始まった新しい制度なんです、2月には手を挙げてなかったんですが、この8月に手を挙げたと、こういうことであるわけでございます。こうして非常に和東町の各事業が一面評価をいただいたと、こういうようにご理解をいただければ非常に幸いであります。

以上であります。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる今回の山の家の改修を行うことでこれまで行ってきた事業そのものも効果が上がっていくんじゃないかと、そういうことが期待されるということで採択されたというふうに理解させてもらったということによろしいですかね。

いわゆるこれまでの事業そのものへの評価と、また、それから今後の山の家の改修をすることによっての効果の期待というものが合わさって採択されたというふうに理解したいというふうに思います。

その上で、あと、今回こういう財源の変更というのは、一定この間、議会のほうから過疎債を全面的に充てていくというのは、いわゆる過疎債自身が借金であるという性格上ですね、やはり今後の財政運営の部分でやはり支障があるんじゃないかというご意見もある中で検討いただいたことだと思うんですけども、一応そういうことで、1億700万円ほどの財源変更と今回なって、過疎債そのものはその分減るわけですけども、このことによる今後の財政運営上の効果というか、影響というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今後の運営状況の指標として二つのとらえ方があります。一つは公債比率の問題です。それと、もう一つは、借金の将来の負担率はどういうように見ていくかと、こういうことでありますが、これは確かに1億円減らすということになれば、将来の公債比率を上げないということと将来負担率の問題から絡めて、より健全化に推移すると、こういうことであります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

岡本議員、発言を求めるのにもう少し手を挙げてください。

○7番（岡本正意君）

はい、わかりました。

とりあえず、この交付金自身の内容そのものは、一定、内容的にはわかったということでおきたいと思えますけども、あと、別の件になるんですけども、いわゆる農林業の関係で多面的機能支払補助金というのが出ておりますけども、これは直接は関係ないんですけども、この間、国のほうではですね、いわゆるTPPというものが



大筋合意になりまして、いろいろ今、報道もされております。やはり一応、次の定例会等もあるんですけどもね、ただやはりこういう時期でもありますので、連日いろいろとさまざまな思いについてどうなるということが報道もされている中で、いろいろ議論もあると思うんですけども、町長は基本的にこの間ずっとT P Pについては一定批判的な立場で発言もされてきましたし、今回、大筋合意については、いろいろそういった疑問や批判の声も上がっておりますけども、その辺、町長としてですね、今回の大筋合意というものについてどのように受けとめておられるのか、また今後。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、ただいまは補正予算の審議です。補正予算に関する質疑を行ってください。

○7番（岡本正意君）

これにも関連しますのでね、今後の多面的機能というものがどういうふうはこの点について機能していくのかということでもありますので、大変重要な問題なのでお聞きしておきたいんですけども、その辺と、今後しっかり和東町としてですね、やはり農山村自身がかかなり影響を受けるということも聞いておりますので、その辺、今後どのように影響を、町として把握してですね、実態について報告をいただくということも大事だと思うんです、その辺の今後の取り組みについても含めて、町長の立場といえますか、お話を聞いておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

このT P P問題であるわけなんです、これは当初から内閣は手をつけないとか、何%以内とか、一定枠を決めた中での交渉をされてきたわけでありまして。今回、大筋合意においてもですね、そういう言葉は何%以内とか出てきているんですけども、この詳細については少しわかりにくいところがあります。何年かかって0%になるという可

能性も出ております。

これに合わせて、いわゆる今もお話ありましたように、零細農業をどう維持させるのかという観点の具体策、この辺がこれから国が示してこられるのかなど、このように思っているところであります。そうしないと、このままいきますとやはり厳しい状況が、小規模農山村、また小規模農家にとっては厳しいものであろうというふうにおっておりますので、JA等においてもそうしたところが非常に関心を持って、今、注目されていると、こういうことであります。

内閣も、今後、参議院が迎えられるという大きな日本の国政選挙を迎えられるわけでありますので、こうした住民の不安を払拭するために、今後より具体的なこれに関する施策が出てまいるのかなど、このように見ております。

あわせて、先ほどの多面的機能の旧山間地域の交付金であります。まさにこれは農山村地域の小規模農家を守っていかうということ、早くからこれは制度として生まれておりました。ことしについては少しマイナーチェンジというんですか、そういったところも見られるわけなんです。今後こうした山間地域の農業をどう守ろうかというのも、先ほど私、申し上げましたように、今後、より具体的な施策が出てくるものと私は期待いたしております。

そして、和東町の茶業が基幹産業でありますので、茶業の関係も注視をしていかなければならないと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほど来、岡本議員さんのほうから、山の家の件について各質問をされておりました。そして、今回の再生戦略交付金ですか、これについての説明もいただきました。その中では、山の家につきましては、入り口の資金面については2億円という金の中

で一応クリアされたということでございます。そして、この交付金が認定されたということについては、今までの和東町の戦略というものが評価されたその一環であるということであります。

であるならばですね、今、和東町におきましては、過疎化に伴う高齢化、そして集落機能の意義が危ぶまれていると、そういったことがあります。問題となりますのは、耕作放棄の浄化等いろいろ私たちの身についた、地に足をつけた生活をする中で、今の山の家との相乗効果というんですかね、コラボがどういう形で今後運営されていくのかについてご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これはまちづくりの根幹にかかわるご質問であろうというように私は思っております。といいますのは、和東町のまちづくりの総合計画を見ていただきますとよくわかると思いますが、一つには、住民との交流ということをやっております。そして、住民と協働して進めると、こういうことであります。交流することによって町に活性化をもたらす。そして、お互いに和東町に住んでいる者が、いわゆるふるさとに誇りが持てる地域づくりにしていこうと。その中には、古くから歴史のあるお茶という基幹産業を守りながら、この生業景観を守りながらというか、生業景観を守ろうということになれば農業振興を図らないと守れないわけですから、そういう形の中でまちづくりをしていこうと、こういうことで進めていると。こういうことから、非常に核になる今の話だと私はとらえております。

今度ですね、新しい計画も交流人口、さらにいろんなことを積極的に取り入れております。そうしたときに、一方では、先ほども課長が申しておりましたように、やはり観光というものが大きな要素になるわけなんです、このときに滞在型というものも入れていかないと、滞在がゼロというのは、宿泊施設がゼロだというのは非常に町

にとってはなかなか難しくなります。

今回の受けられたのも、いわゆる和東町にはほかに旅館がなかったいうのも大きな特徴であります。もし、ほかに旅館があれば、その旅館の民営圧迫につながるということでこの補助金にはなじまないと。こういうことで、和東町は旅館すら一つもない町なんだと。宿泊をできる町にしていかなと、町は大きな要素の一つ欠けるんじゃないかと。これはやっぱり観光交流をという観点の和東町のまちづくりに大きく影響してくる。こういうことから、それをきちっとしていくために、今回はたまたま具体的に山の家という名でもってそれに値をしていこうと、こういうことであります。

それとあわせて、山の家だけではいけません。いわゆる今、進めておりますのは、民泊を進めていただいておりますので、この辺のところをもっとふやしていく。そのために国に規制緩和を求めていくと、こういったことです。

将来は終末農業体験事業というのもこれから入ってくるだろうというように思っております。これは非常にまちづくりの方向にかなっている内容でありまして、このことによって、和東町が住みよい、生きがいのあるまちづくりになると思っております。

そして、もう一方進めております、いわゆる福祉人口ではなしに現役人口というんですか、そういういわゆる広めていこうというのも一本で方向として持っております。福祉人口を生産人口にしていこうと、こういうことにつながってくるだろうと思えます。そのことで和東町は初めて、みんなが生きられる和東町の文化、歴史、自然を生かした茶源郷和東として誇れるふるさとづくりになるだろうと思っております。

その一環、関連して、一つをとらえて、これはどうやとか、これはあかんとかいう問題ではありません。いわゆる全部がつながって和東町のまちづくりをしていくと、こういうことでありますので、今回はそういう意味で山の家は宿泊施設の一つを和東町にはやっぱり設けていこうと、整備しよう、という観点から進めてまいったところでもあります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

趣旨は十分、私も山の家については宿泊施設、和東町にとっては非常であるという認識には変わりございません。

しかしながら、以前から再三申し上げておりますように、これについては過大な資本投資というものを実施されるわけでありまして、そして、それに伴う資金回収並びに今後の10年先、20年先、30年先までを見通した中での収益確保、そうした形の中でのマネジメントが一向に示されていないということについては、私は非常に危惧しているところでございます。

このことによってですね、将来、財政的な問題が起こったときに、やはり住んでおられる和東町の住民の方々に町財政として十分な住民サービスが滞る可能性も示唆していかなければならないのではないか、このようなことも危惧しているわけでありまして。やはり集落の維持、そして活性化、そしてですね、やはり住民の将来にわたる安全安心な暮らしを確保していくということが地方行政の一つの要であると考えておりますので、その点についてももう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、2点についてご質問いただきました。一つは、将来の財政負担はどうか。これは投資としては非常にリスクを感じると。もう一つは経営について今後どういうことか示されていないと、この2点だと思います。

一つは、具体的に申し上げます。

これは総事業費は大体2億円というように計算しております。今、建設費が1億7,000万円予算とさせていただいています。2億と計算して、2億円の金額を過疎債

で予定いたしておりました。そのときは7割が充当額になりますから、単純にいけますと、これは対象にどんだけなるかとかいうのはこれから国と詰めていかなきゃならんわけですが、荒っぽくいけますと、全額過疎債としたときには、7割とすれば、2億円を借りた1億4,000万円というのは、国から返ってくる金額でありますから、そうなれば残りの金額が町の負担と。町から自分の財源で確保してやっていかなきゃならんと、こういうことです。

それで、これを今回、いわゆる交付金に半分を頼りました。これは1億700万円、今ここへ出させてもらっておりますが、私はもう少し事業の大きい、今回も具体的になれば補正をしてもらおうと思っておりますので、トータル1億2,000万円ぐらいになるのかなと、こういうように思っております。

そういうことで、決定次第、これから予算でまたお世話になるわけなんですけど、そういうことになれば、半分まず1億円からなんですけど、これを交付金でいただきますと、1億円というのがどうするかということになります。1億円どうするかで、これはもう半減しますから、7,000万円というのがもしあれば、これは交付金としていわゆる過疎債で返ってくる。3,000万円投資に半分になります。この3,000万円が自己投資というように、単純にですよ、考えていくと、こういうことであります。

今回、先ほど私、岡田議員の質問に答えましたように、和東町のまちづくりを考えていくときに、この3,000万円が非常に大事なことになります。これを避けるためにやらないのかという意味では、私は避けることはできないと思います。やっぱりやるべきだと。

先ほど岡田議員も必要だと言われておりますので、その3,000万円にのぼってどうするかというほうが具体的な感覚であろうと、これは投資という観点から。あとは全部国の金でやるという観点から考えますと、今、やっておかないと、こんな補修に対して国の補助金なんてつくことはありません。もし、これが府の補助金としたか

て3,000万円を超える補助金というのはありません。こうなりますと、今やるということは非常にいいチャンスであると、このように思っております。

それと、具体的に、今後、山の家を運営を何も示されてないやないかと、こういうことでもあります。

当初、和東町の一般会計の補正予算でご審議をいただいたときにですね、財団法人活性化センターで今まで山の家を運営委託をしてまいりました。山の家を活性化委託のほうにいわゆるこれらをあわせて観光事業をどう構築していくのかということで委託をさせていただいております。これは1,000万円という金額で予算化し、今、委託費として活性化センターにこれを交付することにして、現在、活性化センターでこの山の家を含めてですね、どう運営していこうか、どういう特色を持たせていくべきだろうか、専任の職員を雇っていただいて、その方向に企画というんですか、それに向けて、今、努力をしていただいているところであります。

当然、これからの委託については、和東町でお願いしなきゃならんのは、施設を管理運営するには委託する場合には、施設管理者制度を設けていかなきゃならん。そのときには、今回、いつかの議会で指定管理者に向けての関連条例のお願いをする時期があります。そういったときにそういった方向というのは具体的に決まってくるだろうと思います。それに限定するやなしにですね、広い観点からある意味では考えていくべきことも大事だと思いますが、そういうことで、それに向けて、活性化センターのほうで今そういった内容の検討をさせていただいておりますので、ここでは今お示しできておりませんが、当然、そういう方向でやっていくということでご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第50号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第50号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第51号の提案理由を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に交付され、その一部規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行等の一部を改正する政令が平成27年9月30日に交付され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に所用の改正が行われたことにより、本条例の一部につきましても改正する必要がありますので、提案させていただいた次第であります。

どうぞご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）



議案第 5 1 号のご説明を申し上げます。

議案第 5 1 号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページ以降に改め文を載せさせていただいております。

その次に資料 N o . 5 1、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけさせていただいております。

議長のお許しを得ましたので、新旧対照表の最後のページでございますけれども、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部改正案の概要、これに基づきましてご説明を申し上げます。

改正理由につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法の施行令等の一部を改正する政令が平成 2 7 年 9 月 3 0 日に交付され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正概要でございます。

一元化法の施行によりまして共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有する者が施行日以降に新規再生される場合は、原則として厚生年金が支給されることに伴い、条例附則第 5 条第 1 項から第 6 項について、次のとおり必要な改正を行うものでございます。

1 といたしまして、追加費用対象期間のある共済年金については厚生年金と同様に取り扱うこととします。これは条例附則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項関係でござい

ます。

2番ということで、条例第18条の2に規定する公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いることとする。これにつきましては、条例附則第5条第1項、第2項、第3項関係でございます。

その他所用の改正を行うということで、条例附則第5号第1項から第6項関係でございます。

経過措置といたしまして、一元化法並びに関係政令に基づき、必要な経過措置を定めるということとなっております。

施行日、適用日でございます。

施行日につきましては、条例公布の日、適用日につきましては、平成27年10月1日から適用するという内容の今回の改正でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第51号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第51号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第52号の提案理由を申し上げます。

平成27年8月31日入札に付した和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事の請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただく次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私からは、議案第52号をご説明申し上げます。

議案第52号

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の締結について

平成27年8月31日指名競争入札に付した、和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1 事業名 過疎対策事業

2 工事名 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事

- 3 工 事 場 所 和東町大字白栖地内
- 4 契 約 金 額 1 億 7, 9 2 8 万円  
(内消費税等相当額 1, 3 2 8 万円)
- 5 契 約 の 相 手 方 山口・山喜・伸和建設工事共同企業体  
代表者 株式会社山口 和東営業所  
営業所長 山口和香奈
- 6 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条第 1 号の規定による指名競争入札
- 7 契 約 期 間 議会の議決を得た翌日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日
- 8 支 出 科 目 和東町一般会計  
(款) 2. 総務費  
(項) 1. 総務管理費  
(目) 1. 活性化対策費  
(節) 1 5. 工事請負費

平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、内容です。

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事概要

- 1 事 業 名 過疎対策事業
- 2 工 事 名 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事
- 3 工 事 場 所 和東町大字白栖地内
- 4 工 事 概 要
- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 和東山の家    | 木造平家建て 4 7 4 . 2 5 m <sup>2</sup>  |
|          | 増築部分 2 1 . 9 3 m <sup>2</sup>      |
| 和東山の家研修所 | 鉄骨造平家建て 2 1 1 . 1 2 m <sup>2</sup> |

別棟ボイラー室等新築 木造平家建て 47.2㎡

でございます。

資料としまして、山の家計画の平面図を添付させていただいております。

まず、玄関につきましては、玄関は段差を解消し、バリアフリー化を行い、ホールは現在の木造の骨組みを生かし、天井を高く、明るく解放感のある施設となります。

それと、多様な利用者への対応ができるように独立した和室並びに洋室の設置をしております。室内につきましては、シャワー、トイレ、洗面台の設置もしております。

談話室は和室10畳を一体化した今回の大ホールの改修を行い、地域の行事並びに会議・研修等への利用スペースとして大ホールも設置しております。

厨房、ラウンジにつきましては、現在の部屋が狭いので、拡張させ、多様な宿泊客や食事・宴会等に対応できるようにもしております。

浴室は現在のスペースより大きく、利用者の形態を考慮し、大小の浴室を設けております。

便所は現在の和式・洋式を全て様式化にし、多目的トイレ等も設置する予定をしております。

次に、めくっていただきまして、山を家の研修所でございます。

研修所につきましては、室内の老朽化に伴い、大規模な改修を行うものでございます。

宿泊施設を青少年の合宿・研修所の利用を考慮し、また多様な利用形態に合わせて改修を行うものでございます。

現在のトイレの拡張と便器数の増加も考えております。

それと、男女のシャワー室も今回新設を行う予定をしております。大きさにつきましては、既存の大きさと一緒でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

補正予算で起立しましたので、この52号も立たせていただきますが、常々、私、言いましたように、行政が飲食業をやるということは、私は基本的に反対でございます。多分、和東町の足かせ、手かせになって大変な赤字を生んでいくと思っております。それは岡田泰正議員も起立されなかったから私もよくわかっておりますが、そういうつもりで彼も心配して、和東町の将来の行く末を心配しているからだと思っております。

まず、どのような経営方針で、これからこれだのお金をかけていくんですから、やはり株式会社として、会社としてやっていったら、一個人がやっていったら、どのようにこれだけのお金を借り入れたら、どのように返済計画を立て、どのようにしていつて黒字化を目指すか、一度お聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

まず、経営形態ですが、先ほど岡田議員のご質問に答えましたように、これは町営の施設であります。管理運営については、今、小西議員も言われますように、直営でやるというのは非常にいかなものかと、こういう立場から、いわゆる先ほども申し上げましたように、指定管理者制度を設けて委託すると、こういうことになります。

現在も一般財団法人に変わりましたが、活性化センターのほうでいわゆるそういった管理運営をし、当初は今、申されておりましたように、特別会計を設けて、覚えていただいているかどうかわかりませんが、和東山の家特別会計というので設けて直営でやっておりました。これは先ほど言われたようになじまない、こういうこ

とで、当時は活性化センターへそのまま委託いたしました。

最近では、これは先ほど言いましたように、指定管理者を設けてやると、こういうことであります。だから、公共施設でありますので、先ほどのように、公の金を入れて、そして設置をする。そして、いろいろと大変な運営という面においては、いわゆる民間も含めてですね、指定管理者制度で運営すると、こういう方向でやっていきたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

指定管理者制度は私も前のときにも言わせていただきまして、そして、またそのようになって、これからやっていかれると思うんですけど、指定管理者が手を挙げていただけるという見込みはやはり持つておられるということでそのような方向で進んでおられると思うんですが、その辺の段取り方といったらあれですが、どのように考えておられるんですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

第一義的には、現在まで実績を上げてきました一般財団法人和東町活性化センターがその任に一番適當になるだろうというように思っております。これも財団法人は町とは独立しておりますので、そこには理事会を設けたり、そこにも評議委員会もありますから、そういった決定事項になりますが、町としては、今までの長い実績を持つておられるということは事実であります。

しかし、大きい観点から、広義の観点でとらえていくべきだというように思っております。今後そういったことについては、これありきという面も、その実績は大事にしますが、広い考え方で考えていくという一面、いわゆるそれにはこだわらない面

も今後重要であろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

まず、考えておられる活性化センターですが、活性化センターということは和東町の外郭団体とって、和東町とっていいぐらい一体だということを私は考えております。

まず、そしたら、活性化センターが赤字を出したときには和東町の一般財源を持っていくんですか。活性化センターこんなもんでやっていけるわけじゃないですか、こんな2億円も3億円もかかるものを。経営能力はありますか。私は絶対ないと思います、今までの状態を見ていて。そうだから、やはりこういう仕事に精通された方を広く求めるのが私、こういうような経営をやっていく道だと思いますけれど、その辺はやはり、うーんと思わざるを得ないですね。

私はなぜこういうようなことを質問させていただくかということ、この議案を提案されて、そして将来、私が議員をやっていたときに、2億円も3億円もするものをばーっとした感じでたちよったと思われたら困りますから言うんです。常に赤字になると思いますから、それで、聞かせていただかないとやはりだめだと思って、今、質問しているんですから。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

いわゆるここはちょっと誤解を招いている点があるのかなということで、もう少し詳しく説明させていただきます。



この山の家施設は、いわゆる一部は、和東町の山の家研修所は和東町の建物として設置条例を設けております。そして、従来、青少年山の家は京都府の施設であったものですので、京都府の施設を今回譲り受けたということで、和東町の施設にいたしました。そして、一本化して設置条例として、今、和東町の施設として設置条例に基づいた和東町の施設であります。だから、その運営に当たって委託、いわゆる指定管理者を設けて委託する。そのときには役場が設置条例に基づいた、いわゆる民間でいえば償却資産ですが、償却資産というのは、町の中の設置条例の中に設けておりますので、先ほど岡田議員が言われたように、2億円と計算して、いわゆる1億円は補助金、そしてあとの7割も交付金、そして3,000万円余り前後が和東町で投資と、こういうことになりますが、これは当然、和東町の施設に係る投資として、先ほど将来に公債費比率とか質問がありましたけど、将来負担率の問題とここへ影響がありますが、指定管理者にそれを求めるということはいたしません。

先ほど小西議員が言われましたように、これを求めていきますと、なかなか黒字運営というのは大変だろうと思っておりますので、そういったものは受け入れるところはありません。

それとよく似たPLIで取り組んでいるところもあるんでしょうけども、今回は和東町の施設だということでご理解いただいて、そして、ソフト、運営事業を指定管理者制度を設けて委託すると、こういうことありますので、その点、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

しつこく質問はしませんけれど、ただ、議事録が残るように、私は和東町の将来、足かせ、手かせになって赤字が残っていく。そして、なぜこんなものをやってしまったんだ。早く言ったら、京都府ももてあましているんですよ、ああいうような施設

は。それで、どんどんどんどん払い下げと言ったら悪いんですけど、「どうですか」「どうですか」と言って、各市町村に箱物、将来的に京都府が持っていったら赤字になっていくということで手から離していると思うんです。それをたまたま和東町が山の家があったから、そしたら和東町がやりなさいと言われてやっていると思うんです。それも言われたからには、もう要りませんわと言える町長の立場でもありませんし、その辺のことは私、政治的なことはよくわかっております。でも、本当にこれが和東町の観光のため、いろんなことを題目を立てて言っておられますが、本当にいいことか悪いことかになったら、悪いことだと私は思っております。

ただ、立たせていただきますよ。それでもこのような意見があったということだけは議事録に残しておきたいと思っておりますから、この発言をさせていただいております。

以上です。

好んで立っておりませんから。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

私のほうも、これは議事録に残るようでございますので、少しこの件についてお答えだけ、申しわけないけど、させていただきたいと思います。

いわゆる山の家研修所、山の家という範疇内というのか、そういう範囲内での受け入れというのは、余り和東町にも今のところ府立のままで置いておいたほうが得策だという観点から、山の家青少年のままでは受け入れる考えは毛頭ありませんでした。

いわゆる今、小西議員が言われるように、受け入れるんだったら、和東町としてそれを積極的にどう利用するか。将来の和東町にとってこれを利用できるという感じが受け入れられるものであればですね、私は受け入れして、そしてそれを活用すると。

山の家と範疇やなしに、先ほど岡田議員の質問に答えましたように、和東町はやっ

ばり交流人口とか観光、そのことによって和東町のいわゆる地域に活性化をもたらしていく、こういう観点から、単なる山の家というよりも、むしろ積極的な施設の整備を行って、もっと広く利用するほうが得策だと、将来のまちづくりにとって有利だと、こういう観点に立って申請をしました。

ただ、京都府としては、やっぱり山の家を続けてほしいから、もう少し山の家としての機能も少し持ってくださいねというのもあったわけなんですけど、それは無償で受け入れるわけですから、他として研修所の面にその一部を残してですね、その運営、トータル的に青少年の、いわゆるそういった合宿等にも受け入れやすい、そしてまた泊まってもらうことにも受け入れられると、こういう多面的な機能を持った新たな施設として、将来のまちづくりに貢献していただくまちづくりの投資だと、こういうことで受けとめて、今回のこの事業を過疎対策事業の中に位置づけて進めていると、こういうことですので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第52号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

本日は、本議会におきましてですね、3議案をご審議いただきました。いずれもご審議をいただきまして、そして原案どおり通していただきましたことをまずもってお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

その中でもございましたように、非常に重要な、また大きな事業でもありますので、非常にご心配をかけていたと、こういう内容のご意見もあるようでございますが、そういったご意見を真摯に受けとめながら、今後の事業を慎重に進めて、これが将来のまちづくりに大きく役立つ事業に邁進してまいりたいと、このように思っているところであります。

どうか皆様方におかれましては、今後も和東町のまちづくりに対しましてご指導、ご協力賜りますことを節にお願いいたしまして、簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成27年和東町議会第3回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでございました。

午前10時42分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也